

北海道告示第11460号（別添）

1 日高海区漁場計画の変更の内容

日高海区漁場計画の一部を次のように改正する。

改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次定置漁業権）												
1 漁業権に関する事項												
区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(1)	日海共第1号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 すじめ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 いわし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 字庶野及 び字目黒	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(2)	日海共第2号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網 漁業 はたはた刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 字庶野及 び字目黒	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(3)	日海共第3号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 すじめ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ひざらがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 いわし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 (字庶野 及び字目 黒を除く。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(4)	日海共第4号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網 漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 (字庶野 及び字目 黒を除く。)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	第三種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし 地びき網漁業	1月1日から12月31日まで									
(5)	日海共第5号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 すじめ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 いわし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以東 の区域に 限る。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)	

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(6)	日海共第6号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以東 の区域に 限る。)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
					第三種共同漁業	はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで					
	(7)	日海共第7号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以西 の区域に 限る。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
						のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞはかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほつきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業						
	(8)	日海共第8号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以西 の区域に 限る。)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
					第三種共同漁業	かじか・そい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで及び 11月15日から12月31日まで 11月15日から12月31日まで					
	(9)	日海共第9号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町 (宇東栄 及び狹伏 町を除く。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
						こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞはかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほつきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業						
	(10)	日海共第10号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町 (宇東栄 及び狹伏 町を除く。)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
					第三種共同漁業	かじか・そい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで及び 11月15日から12月31日まで 11月15日から12月31日まで					

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項
(11)	日海共第11号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町字 東栄及び 荻伏町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(12)	日海共第12号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・ぞい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町字 東栄及び 荻伏町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし 地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					
				第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで					
(13)	日海共第13号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか町 三石	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(14)	日海共第14号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・ぞい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで及び 11月15日から12月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか町 三石	(1)漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(15)	日海共第15号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか町 (三石を除く。)	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(16)	日海共第16号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・ぞい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで及び 11月15日から12月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか町 (三石を除く。)	(1)漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(17)	日海共第17号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつり漁業 あさり漁業 いかに漁業 えぞほかい漁業 さらかひ漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新冠町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(18)	日海共第18号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し網 漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新冠町	(1) 漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(19)	日海共第19号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 あさり漁業 えぞほかい漁業 さらかひ漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	日高町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(20)	日海共第20号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し網 漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	日高町	(1) 漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(21)	日海共第21号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 字庶野及 び字目黒	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(22)	日海共第22号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 9月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 字庶野及 び字目黒	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(23)	日海共第23号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 (字庶野 及び字目 黒を除く。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(24)	日海共第24号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 (字庶野 及び字目 黒を除く。)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
	(25)	日海共第25号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以東 の区域に 限る。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(26)	日海共第26号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以東 の区域に 限る。)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(27)	日海共第27号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以西 の区域に 限る。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(28)	日海共第28号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以西 の区域に 限る。)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(29)	日海共第29号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町 (宇東栄 及び狹伏 町を除く。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(30)	日海共第30号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町 (宇東栄 及び狹伏 町を除く。)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(31)	日海共第31号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町宇 東栄及び 狹伏町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(32)	日海共第32号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町宇 東栄及び 狹伏町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(33)	日海共第33号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか 町三石	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
	(34)	日海共第34号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか 町三石	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(35)	日海共第35号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか町（三石を除く。）	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(36)	日海共第36号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか町（三石を除く。）	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(37)	日海共第37号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新冠町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(38)	日海共第38号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新冠町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(39)	日海共第39号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	日高町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(40)	日海共第40号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	日高町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(41)	日海共第42号	幌泉郡えりも町、様似郡様似町、浦河郡浦河町、日高郡新ひだか町、新冠郡新冠町及び沙流郡日高町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さちどり刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 9月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町、様似町、浦河町、新ひだか町、新冠町及び日高町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(42)	えさけ定第1号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(43)	えさけ定第2号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(44)	えさけ定第3号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)
(45)	えさけ定第4号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(46)	えさけ定第5号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(47)	えさけ定第6号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(48)	えさけ定第7号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(49)	えさけ定第8号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(50)	えさけ定第9号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(51)	えさけ定第10号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(52)	えさけ定第11号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(53)	えさけ定第12号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(54)	えさけ定第13号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(55)	えさけ定第14号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(56)	えさけ定第15号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(57)	えさけ定第16号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(58)	えさけ定第17号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(59)	様さけ定第1号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
	(60)	様さけ定第2号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(61)	様さけ定第3号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(62)	様さけ定第4号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(63)	様さけ定第5号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(64)	様さけ定第6号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(65)	様さけ定第7号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(66)	様さけ定第8号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(67)	様さけ定第9号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(68)	浦さけ定第1号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(69)	浦さけ定第2号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(70)	浦さけ定第3号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(71)	浦さけ定第4号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(72)	浦さけ定第5号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
	(73)	浦さけ定第6号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件) 新規

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(74)	浦さけ定第7号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(75)	浦さけ定第8号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(76)	浦小さけ定第1号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(77)	浦小さけ定第2号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(78)	三さけ定第1号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(79)	三さけ定第2号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(80)	三さけ定第3号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(81)	三さけ定第4号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(82)	三さけ定第5号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(83)	静さけ定第1号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(84)	静さけ定第2号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(85)	静さけ定第3号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(86)	静さけ定第4号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(87)	静さけ定第5号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(88)	静さけ定第6号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(89)	静さけ定第1号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から11月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(90)	新さけ定第1号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(91)	新さけ定第2号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(92)	新さけ定第3号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(93)	門さけ定第1号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(94)	門さけ定第2号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(95)	門さけ定第3号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(96)	門さけ定第4号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(97)	門さけ定第5号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(98)	門さけ定第6号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(99)	門さけ定第7号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

日高海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(42)	えさけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(43)	えさけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(44)	えさけ定第3号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(45)	えさけ定第4号	(4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。
(46)	えさけ定第5号	(5) 8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(47)	えさけ定第6号	(6) 11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。
(48)	えさけ定第7号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(49)	えさけ定第8号	
(50)	えさけ定第9号	(1) 敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。
(51)	えさけ定第10号	(2) 9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(52)	えさけ定第11号	(3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(53)	えさけ定第12号	(4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(54)	えさけ定第13号	(5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(55)	えさけ定第14号	(6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(56)	えさけ定第15号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(57)	えさけ定第16号	(1) 敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。
(58)	えさけ定第17号	(2) 9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(59)	様さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(60)	様さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(61)	様さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(62)	様さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(63)	様さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(64)	様さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(65)	様さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(66)	様さけ定第8号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(67)	様さけ定第9号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(68)	浦さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(69)	浦さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(70)	浦さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては1個、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(71)	浦さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(72)	浦さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(73)	浦さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(74)	浦さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(75)	浦さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(76)	浦小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(77)	浦小さけ定第2号	(2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月1日から11月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(78)	三さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(79)	三さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(80)	三さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(81)	三さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(82)	三さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(83)	静さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(84)	静さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(85)	静さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(86)	静さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 6月1日から9月8日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(87)	静さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(88)	静さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(89)	静小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 11月1日から11月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(90)	新さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(91)	新さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(92)	新さけ定第3号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(93)	門さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(94)	門さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(95)	門さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(96)	門さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(97)	門さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
(98)	門さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(99)	門さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。